

議案第 86 号

所沢市手数料条例の一部を改正する条例制定について

所沢市手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

個人番号カードの交付を促進するため、多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料を減額いたしたく、本案を提案するものである。

所沢市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 所沢市手数料条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例）

5 次に掲げる証明書等の交付に係る手数料については、第2条の規定にかかわらず、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）による証明書等の交付の場合にあつては、10円とする。

- (1) 所得に関する証明書の交付
- (2) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付
- (3) 印鑑登録に関する証明書の交付
- (4) 磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付

第2条 所沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

附則第5項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は令和5年1月4日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。